

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日になるときの翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)
- ◇告 示 飼料の試験の結果の概要(畜産課)  
土地改良事業の認可(農村整備課)  
保安林の指定予定(二件)(造林課)
- ◇選管告示 選挙管理委員会委員長の住所及び氏名  
選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定  
政治団体の収支に関する報告書の要旨  
特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の要旨  
鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
- ◇公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞(防犯少年課)
- ◇公 告 林業種苗法による講習会の開催(造林課)  
鳥取県職員採用上級試験の実施(人事委員会)

## 規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第一号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中第九十号の次に次の二号を加える。

九十の二 老人保健施設開設許可手数料 四万五千元

九十の三 老人保健施設変更許可手数料 二万二千元

附 則

この規則は、昭和六十三年一月二十日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第三十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第





## 鳥取県告示第三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）福塚地区区画整理）を昭和六十三年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字大江字紙屋谷下モ段一九四一、一九四二、字中ノ谷一九六三、一九六四の一、一九六四の二、一九六五、一九六六、智頭町大字奥本字本谷六九二の五

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

## 二 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町二部字間地山二一四三の一、二一四三の二、二一四三の二一から二一四三の一五まで、二一四三の二〇から二一四三の二二まで、二一四三の二七、二一四三の三〇、二一四三の三二

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字本堂山二二三二の一、二二三三の一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七条第一項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第一条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

住 所 氏 名

倉吉市下田中町一三四 友 松 五 郎

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七条第三項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第四条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

住所 氏名

気高郡青谷町大字絹見五二一 藤田 義雄

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年一月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員 友松 五郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

昭和61年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称	鈴木昇一後援会	1 収入総額	204,000円
報告年月日	昭和62年10月9日	(1) 前年繰越額	204,000円
収入・支出の総額		(2) 本年収入額	0円
1 収入総額	0円	2 支出総額	0円
2 支出総額	0円		
政治団体の名称	大川正夫後援会	政治団体の名称	榎谷きよし後援会
報告年月日	昭和62年10月13日	報告年月日	昭和62年10月19日
収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
		(1) 収入総額	37,080円

1 前年繰越額	37,080円	經常経費	
2 本年収入額	0円	人件費	55,000円
(2) 支出総額	14,000円	光熱水費	13,400円
支出の内訳		備品・消耗品費	39,270円
經常経費		事務所費	153,500円
備品・消耗品費	14,000円	小計	261,170円
合計	14,000円	政治活動費	
政治団体の名称	高垣幸寿後援会	組織活動費	130,800円
報告年月日	昭和62年10月30日	選挙関係費	800,000円
1 収入・支出の総額		機関紙誌の発行	115,000円
(1) 収入総額	1,346,524円	その他の事業費	115,000円
2 本年収入額	1,337,000円	宣伝事業費	115,000円
(2) 支出総額	1,321,870円	その他の経費	14,900円
収入・支出の内訳		小計	1,060,700円
(1) 収入の内訳		合計	1,321,870円
寄附（内訳別掲）		政治団体の名称	三谷卓志後援会
個人からの寄附	1,337,000円	報告年月日	昭和62年10月30日
合計	1,337,000円	1 収入・支出の総額	
〔寄附の内訳〕		(1) 収入総額	907,800円
個人からの寄附	1,337,000円	2 本年収入額	907,800円
その他	1,337,000円	(2) 支出総額	907,800円
収入の内訳		1 収入・支出の内訳	
(2) 支出の内訳		(1) 収入の内訳	



◎その他の政治団体

昭和60年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 **井上彬後援会**

報告年月日 昭和62年4月7日

収入・支出の総額

- 1 収入総額 14,420円
- (1) 前年繰越額 14,420円
- (2) 本年収入額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 **野田敏後援会**

報告年月日 昭和62年5月18日

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額 124,800円
- ア 前年繰越額 0円
- イ 本年収入額 124,800円
- (2) 支出総額 124,800円
- 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附 (内訳別掲)

個人からの寄附 124,800円

合 計 124,800円

〔寄附の内訳〕

個人からの寄附

その他 124,800円

(2) 支出の内訳

- 政治活動費
- 機関紙誌の発行 28,000円
- その他の事業費
- その他の事業費 28,000円
- その他の経費 96,800円
- 合 計 124,800円

政治団体の名称 **下西を動かせよう会**

報告年月日 昭和62年7月4日

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額 500,500円
- ア 前年繰越額 0円
- イ 本年収入額 500,500円
- (2) 支出総額 500,000円
- 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附 (内訳別掲)

法人その他の団体 500,000円

個人からの寄附 500,000円

〔寄附の内訳〕

法人その他の団体からの寄附

その他 500,000円

(2) 支出の内訳

政治活動費

寄附・交付金 500,000円

合 計 500,000円

政治団体の名称 **中本実夫後援会**

報告年月日 昭和62年11月2日

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会に提出する

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の七第一項の規定による特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の提出が、おつたので、同法第二十條第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年一月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

保有金の収支報告書の要旨

◎期間昭和62年1月1日～同年5月20日

特定公職の候補者の氏名 **庵野勝文**

公職の種類県議会議員(立候補者等)

報告年月日 昭和62年5月20日

保有金の収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円



鳥取県選挙管理委員会告示第五号

昭和六十二年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年一月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、八二〇

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十三年一月十九日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十三年二月三日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市長砂町七五二一一

柳東華（柳光浩）

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの講習会を次のとおり開催する。

昭和63年1月19日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 受講対象者

配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

(1) 日時 昭和63年2月22日（月）午前10時から午後5時まで

(2) 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎第3会議室

3 講習科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2 時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2 時間

- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込みの方法  
 所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額 (6,400円) に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて昭和63年2月16日までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。
- 5 携行品  
 筆記用具及び印

職員の任用に関する規則 (昭和27月12月鳥取県人事委員会規則第11号) 第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和63年1月19日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

- 1 試験の名称  
 昭和62年度第2回鳥取県職員採用上級試験
- 2 試験の区分及び採用予定者数
- |       |        |
|-------|--------|
| 試験の区分 | 採用予定者数 |
| 電 気   | 2名程度   |
- (注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。
- 3 対象となる職  
 知事の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

- 4 給与  
 この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 117,900円のほか諸手当が支給される。

- 5 受験資格  
 昭和38年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- 6 第一次試験

- (1) 試験種目

教養試験 (多枝選択式)、専門試験 (多枝選択式及び記述式) 及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測、電気材料、電子工学、電力工学及び通信工学とする。

- (2) 試験の期日

昭和63年2月15日 (月)

- (3) 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 (第28会議室)

- (4) 第一次試験合格者の発表

昭和63年3月上旬に鳥取県庁本庁舎 (鳥取市東町一丁目220) 及び第二庁舎 (鳥取市東町一丁目271) の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

- 7 第二次試験

- (1) 試験種目

論文試験、人物試験、身体検査及び受験資格等調査とし、人物試験は個別面接により、受験資格等調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所（受験資格等調査を除く。）  
昭和63年3月中旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表  
昭和63年3月中旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法  
採用候補者名簿及び採用方法  
最終合格者は、採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、この名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付  
受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み  
受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間  
ア 申込受付期間  
昭和63年1月21日（木）から同年2月8日（月）まで。

なお、郵送による申込みは、昭和63年2月8日（月）までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間  
9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日は受け

付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、70円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。